

津市農地区画大規模化支援事業補助金交付要綱

令和6年3月29日訓第44号

(趣旨)

第1条 この要綱は、農業者の農地集積・集約化を支援することにより、本市の区域内における農地の区画拡大及び整地による農業経営基盤の安定を図り、もって地域農業の振興に資するため、津市補助金等交付規則（平成18年津市規則第44号。以下「規則」という。）の規定に基づき補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「集落営農組織」とは、次に掲げる要件のいずれにも該当する地域住民で構成する営農組合等をいう。

- (1) 本市の区域内に所在する組織であること。
- (2) 集落を単位として農業生産過程における一部又は全部について共同化・統一化に関する同意の下に営農している組織であること。
- (3) 組織の代表者が定められていること。
- (4) 組織の規約・定款が定められていること。
- (5) 組織として管理している金融機関等の通帳があること。

(名称)

第3条 第1条の補助金は、「農地区画大規模化支援事業補助金」（以下「補助金」という。）と称する。

(交付の対象等)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）、交付の対象となる経費（以下「交付対象経費」という。）、交付限度額及び交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、別表のとおりとし、予算で定める範囲内において、これを交付するものとする。

2 前項の規定により算出された補助金の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請の期限)

第5条 規則第3条第1項の別に定める期日は、補助金の交付を受けようとする日の属する年度の12月末日とする。

(添付書類)

第6条 規則第3条第1項第4号の市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 事業計画書
- (2) 事業実施農地の権利設定を証する書類
- (3) 畦畔の除去等に係る地権者の同意書
- (4) 畦畔を除去する前の農地の写真
- (5) その他市長が必要と認める書類

(実績の報告)

第7条 規則第12条の規定による実績報告書（規則第6号様式）の提出は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了する日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を添えてこれを行わなければならない。

- (1) 事業実施中の写真
- (2) 事業完了後の農地の写真
- (3) その他市長が必要と認める書類

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓は、令和6年4月1日から施行する。